

1-1-31 再委託

1. 各契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することができない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
 - (3) その他委託業務に係る仕様書に定める事項
2. 受注者は、簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としないものとする。ここで、簡易な業務とは、各契約書第16条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」とする。「軽微な部分」の内容は、本編 1-1-1 適用 第1項に掲げる委託業務の(1)(2)及び(5)においてはコピー、印刷、製本、資料の収集、単純な集計、(3)においてはコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、(4)においてはコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、事前に「再委託承諾申請書」(第5編 様式-8、8の2~4)を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
4. 承諾を得た再委託は、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」(第5編 様式-9)に契約書の写しを添付して、監督職員に提出しなければならない。なお、本編 1-1-1 適用 第1項に掲げる委託業務の(1)及び(5)においては、受注者の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額等を公表する。
5. 受注者は、委託業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」)に付する場合、書面により協力者再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、協力者再委託等の相手方に対して適切な指導、管理のもとに委託業務を実施しなければならない。なお、協力者再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
6. 受注者は、再委託等を行う場合は、契約書(成果物型)第44条の2、契約書(土木設計等)第47条の2、契約書(測量等)第47条の2及び、契約書(経常型)第43条の2の規定に基づき、再委託等の相手方、使用人等から「誓約書」(第5編 様式-17)を徴し、監督職員に提出しなければならない。ただし、契約金額(発注者と受注者との契約金額)500万円未満を除く。
7. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再々委託等に当たっては、事前に「履行体制届」(第5編 様式-25)を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
8. 受注者は、第4項に規定する再委託金額の公表に関し、その他の関係先との営業活動等に著しい支障をきたす場合には、「理由書兼誓約書」(第5編 様式-26)を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。